

障がい福祉サービス等利用契約書

障がい福祉サービス利用者又は代理人（以下、「利用者」といいます。）と有限会社 高村（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う障がい福祉サービス等について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅等において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービス等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する利用料を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結日より利用者の支給決定期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ契約者の支給決定期間終了後も引き続き支給決定された場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条（障がい福祉サービス等の個別援助計画）

- 1 事業者は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえたうえで、障がい福祉サービス等の目標、サービス従事者が提供するサービスの具体的内容等を盛り込んだ個別援助計画を作成します。
- 2 個別援助計画については、定期的に、また必要に応じて見直します。
- 3 個別援助計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者またはご家族に説明します。なお、地域生活支援事業における個別援助計画は、任意作成となります。

第4条（障がい福祉サービス等の内容）

- 1 事業者は、第3条に定めた個別援助計画に沿ったサービス提供をします。
- 2 利用者が利用できる障がい福祉サービス等の内容は、受給者証等に記載されているものに限り、ます。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、利用者からサービス提供実施の確認を受けます。
- 2 事業者は、障害福祉サービス提供に関する記録を作成し、契約終了後5年間保存します。

- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する2項の記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する2項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（利用料）

- 1 利用者は、あらかじめ定められた基準によって利用料を事業者に支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料に関する請求書を翌月末日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の利用料の合計額を翌々月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用料の支払いを受けたときは、利用者へ領収証を発行します。

第7条（サービス利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、事業者に対して、利用期日前に連絡をすることにより、サービス利用の中止、変更、追加をすることができます。
- 2 利用者が、正当な事由無く利用の中止（キャンセル）を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消し料をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、利用者からのサービス利用の変更、追加の申し出に対して、誠実かつ迅速に障がい福祉サービス計画の変更を行い、ご希望に沿えるよう努めます。ただし、サービス従事者の稼働状況などによってはサービス提供が出来ない場合があります。
- 4 事業者は、事前連絡と利用者の了解を前提として、当日予定していたサービス従事者の体調不良、事故等によりサービス提供の中止、または変更を申し出る場合があります。

第8条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。

第9条（契約の解除、自動終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、下記の場合利用者は直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由無く障がい福祉サービス等を実施しない場合。
 - (2) 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に反した場合。

 - (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者もしくはご家族の身体、財産、信用等を傷つけ、または背信行為等により本契約を継続しがたい事情が認められた場合。
- 3 事業者は、事業所の縮小、従事者数不足、技術能力不足、その他やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - 4 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず支払われない場合
 - (2) 利用者または家族の事業者やサービス従事者に対する重大な背信行為により、本契約を継続しがたい事情が認められた場合
 - 5 利用者の支給決定が取り消された場合、もしくは更新支給申請を行った結果、不支給となった場合、利用者が死亡した場合は、この契約は自動的に終了するものとします。

第10条（秘密保持・個人情報の保護）

事業者及びサービス従事者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及び家族に関する情報を、第三者に対して漏らしません。なお契約終了後も同様に取り扱います。個人情報を用いる場合は、事前に文書で了解を得るものとします。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（賠償責任を免れる場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由が無い限りは損害賠償責任を負いません。以下のいずれかに該当する場合は、責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 2 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- 3 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

- 4 利用者の予測できない急な体調変化等、事業者のサービス提供に直接起因しない事由によって損害が発生した場合

第13条（緊急時の対応）

事業者は、障がい福祉サービス等の提供を行っているときに利用者に状態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに緊急連絡先への連絡、または医療機関への連絡、救急車の手配を行う等の措置を講じます。

第14条（身分証携行義務）

サービス従事者は常に身分証を携行し、利用者または家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第15条（本契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、諸法令の定めるところに従い、事業者、利用者双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

以上、本書2通を作成し、利用者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

所在地 島根県浜田市三隅町古市場 1402-2

法人名 有限会社 高村

代表者名 代表取締役 高村 睦代 印

利用者

住所

氏名 印

代理人または立会人等

住所

氏名 印